

公募型プロポーザル方式により委託業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年8月5日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

農村振興シンポジウム運営業務委託

(2) 業務の目的

奈良県では、農村振興を進めるため、農村資源を活用していくことを推進しており、農を活かした賑わいづくりの創出、農村の持つ警官や自然環境、農作物や郷土食、農村の祭事・伝統文化の取組などシンポジウムを通じて、農村地域の情報発信により、農村の魅力発見・発信の提供を図り、地域農業の持続・継承に繋げるものとする。

(3) 業務内容

農村振興シンポジウムの準備及び運営に関する業務

- ① 企画・運営
- ② 会場設営
- ③ 広報PR

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する農村振興シンポジウム運営業務委託 業務説明書(以下、「業務説明書」とする)による。

(5) 委託上限額

6,523 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託業務実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

2 参加資格

本委託業務における受注者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独企業とし、下記の（１）～（１３）までの要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札参加資格者等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q5（イベント・催事・企画・運営業務）に登録していること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、提案書の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。
- (2) 令和3年4月1日から公告日までに、国・地方公共団体等から委託をされた、本イベントと同等規模程度の農業に関連するイベントやフォーラム・シンポジウム等の業務履行実績を有してい

ること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記 2 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県食農部 農村振興課 検査管理・農村地域づくり係

TEL 0742-27-7614

FAX 0742-24-5179

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

- (2) 業務説明書の配布

令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 5 時までの間に、（1）の担当部署また

は「奈良県農村振興課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

（3）参加表明書の提出

① 提出期限 令和8年8月19日（水）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先 （1）の担当部署と同じ

③ 提出物および提出部数

- ・様式1－① 参加表明書
 - ・様式1－② 同類業務の実績
- 上記を各1部提出

④ 提出方法 持参に限る。

（4）提案書の提出

① 提出期限 令和8年9月8日（火）の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

② 提出先 （1）の担当部署と同じ

③ 提出物および提出部数

- ・様式2－① 提案書
- ・様式2－② 実施体制
- ・様式2－③ 企画提案
- ・経費（積算書）について

積算書（任意様式）を作成のこと。また、積算書は「一式」とするのではなく、項目毎に記載すること。

上記を各2部提出。

④ 提出方法 持参に限る。

（5）プレゼンテーションの実施

業務説明書に示すところによる。

（6）質問の受付

業務説明書に示すところによる。

（7）留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受注者の選定

提案書を選定するための評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受注者として選定する。

6 契約の締結

5により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 受注者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。
- (4) その他、詳細は業務説明書によるものとする。